

刑務作業と受刑者処遇との関わり

—中国と米国におけるその差異を分析する—

王 雲 海

目次

- I. はじめに
- II. 「劣等原則」の様式
- III. 受刑者処遇政策の決定におけるダイナミズム
- IV. 理想的な人間像
- V. 受刑者処遇の理念
- VI. 結語

I. はじめに

中国の受刑者処遇理念・制度をアメリカのそれらと比較するとき容易に気づくのは、中国では刑務作業が理念上も実際上も緊密に受刑者処遇と結びつき、その中心になっている。逆に、アメリカでは刑務作業はせいぜい受刑者処遇の極めて僅かな一部に過ぎず、無為は常にアメリカ刑務所の特徴である、ということである。

刑務作業と受刑者処遇との関わりに表れたこの両国の差異は他の国々の比較できないほど対照的なものである。中国では、1949年の建国当初から今日まで、病気にかかって就労できない受刑者を除いてほぼ全員の受刑者が刑務作業に従事しているという極めて高い就労率が維持されている。刑務所企業（中国で「労改企業」と呼ばれる）が一般市場に大いに進出し、国民経済の重要な地位を占めている⁽²⁾。一方、アメリカにおいては、受刑者の就労率は20世紀になってから以来ずっと減少する傾向にあり、1940年には44%であり、1971年には10%に激減した⁽³⁾。近年受刑者の就労状況は僅かに改善されたものの、基本的には変わっていない。無為は依然として、アメリカ刑務所の特徴になっている。刑務

所企業（および受刑者を雇用した企業）も「民業圧迫」という口実で作られた立法によってその市場進出などを制限されて不振に陥って、今日もあまりよくなっていない。また、基本刑種たる自由刑は中国で「徒刑」と、アメリカで「Imprisonment」と表現されるが、中国でいう「徒刑」は受刑者を刑務所に拘禁してその自由を奪うこと以上に、むしろ彼らを集めて強制的に労働（刑務作業）に従事させるという意味を持ち、刑務作業が徒刑のすべてであるほどそれと関わっている。受刑者処遇に関する法律の名称は、刑務所法、監獄法、拘禁法、受刑者処遇法のいずれでもなくて、「中華人民共和国労働改造条例」と呼ばれる。徒刑受刑者のすべてが塙に囲まれた刑務所（監獄）に拘禁するわけではなくて、労働場所である「労働改造管教隊」にも収容される⁽⁵⁾。アメリカの場合、南北戦争以前、「Imprisonment」は強制労働と同意語であった、しかしそれ以後、強制労働が段々去って行って、「Imprisonment」は専ら自由拘束という意味合いを持つようになった⁽⁶⁾。今日では、おそらく被告人に「Imprisonment」を科すとき、裁判官自身も必ずしも強制労働のことを意識していないであろう。

なぜ以上のような差異が生じたのか、本稿で簡単に分析しようと思う。

II. 「劣等原則」の様式

受刑者と一般の人々との関係、換言すれば、受刑者処遇と一般社会との関係を考察するときには、「劣等原則」(The principle of less eligibility) と呼ばれる概念がいつも用いられる。この原則は、ベンサム (Jeremy Bentham) の言ったように「犯罪者の運命はそうでない人々のそれより恵まれてはいけない」⁽⁷⁾か、「刑務所における生活基準は外の社会における最低基準よりも低く維持されなければならない、または、外の最低生存レベルほど刑務所のそれを引き上げてはいけない」⁽⁸⁾ということを意味する。要するに、受刑者の地位・状況は最も低く維持されなければならないということである。この「劣等原則」は、公衆、国家、多くの刑事専門家の極めて平気な考え方として数百年に渡って全社会の範囲で疑問視されずに受刑者の処遇の在り方を左右している。1779年代にベンサムが初めてこの原則に類似した考え方を宣言してから100年余りを経た1930年には、マンハイム (Mannheim) は行刑における諸改革の失敗の原因を検討した上で「この古い原則が依然として行刑改革の道における最も恐ろし

(9) い障害である」と指摘した。そしてさらに50年後の1980年には、キング (Roy D.King) とモーガン (Rod Morgan) はこの古い原則がまだ生きていと再び論証した。中国では、「劣等原則」という言葉は余り使われないし、その内容、影響についての研究も殆どなされていない。しかし中国の刑事資料をよく検討すれば分かるように、受刑者の地位・状況が外の人々のそれほど引き上げるべからずというのは中国でもごく普通で驚くことのない考え方である。なぜなら、受刑者の状況が一般の人々のそれよりよくなったならば、犯罪がもっと増えるのではないかとという素朴な危機感を持つ人々が少なくないからである。(11)

東洋か西洋か、中国かアメリカかを問わずに受刑者が劣等で社会における最低の地位、状況に置かなければならないという考え方では両方ともに同じであろう。問題は「最低の地位・状況」が具体的に何を意味するのか、言い換えると、受刑者をいかにすれば劣等原則の要素が満たされるのかである。この点では、むしろ中国の考え方とアメリカのそれとは全く逆方向である。中国では、犯罪者でない人々と受刑者との関係は働きかける方と働きかけられる方との関係であると言ってよい、受刑者になったことは、社会が受刑者に働きかける機会、権能を獲得したこと、すなわち、受刑者が社会から特別な取り扱いを受ける義務を負ったことを意味する、そこにおける受刑者の「最低の地位・状況」の具体的な内容は受刑者が最大限に社会に強制的に働きかけられなければならないことである、社会は、全体として消極的に受刑者階層を追放し、捨てるのではなくて、積極的に一般の人々より手厚く受刑者を管理・対処して再社会化するのである。便宜的に、このようなことを具体的な内容とした中国型の「劣等原則」を「積極的な劣等原則」と呼ぶことにする。反対に、アメリカの場合、犯罪者でない人々（社会）と受刑者（刑務所）との関係は、排除する方と排除される方、すなわちIn law と Out law との関係であり、受刑者になったことは、社会から、そして法から追放・放任されること、言い換えれば、社会・法に捨てられることを意味する。そこでの受刑者の「最低の地位・状況」の具体的な内容は、受刑者が法の外に置かれ、自由人ほど法に適用され、法の保護を受けないということである。社会、法からの追放・放任を特徴としたこのような「劣等原則」を「消極的な劣等原則」と呼ぶことにしよう。(12)

以上の論述で明らかにしたように、中国とアメリカとにおける「劣等原則」の様式が異なる。その相違は、両国におけるそれぞれの経済的、政治的、社会

的構造と法文化に由来するものであろう。財産公有制，平等，集団を原点とする中国の経済的，政治的，社会的構造の中には受刑者を放任し，捨てる経済的，政治的，社会的要素・メカリズムは存在していないばかりか，受刑者を巻き込んで再び吸収するあらゆる条件が揃っている。そこで，犯罪は集団からの逸脱，社会管理の不行き届きとみなされ，⁽¹³⁾ 刑罰は単に刑事処分だけではなく強化された社会管理でもある。一方，私有財産，競争，個人を原点とするアメリカの経済的，政治的，社会的構造の中では，あらゆる人々，社会のあらゆる領域は競争にさらされ，競争の法則に従わなければならない，社会の運動は競争の失敗者を淘汰する方向に向かっている。従って，受刑者も刑罰も競争の影から逃れることができず，受刑者に科された刑罰は単に刑事処分としてでなく受刑者に貼った「競争の失敗者・失格者」という官方的・公式的なレッテルとしても社会に捉えられ，受刑者は単に刑事処分を科されたのではなく競争の資格，権利をも奪われるように社会に受けとめられる。⁽¹⁴⁾ また，法文化にあるアメリカと中国との相違も両国における「劣等原則」の様式の差異を生じさせた原因の一つであるように思われる。権利としての，親近感のある法か，そうでない法かは，法に違反して罪を犯した受刑者に対する公衆の態度に微妙に影響する。⁽¹⁵⁾

社会構造の相違に由来する異なった「劣等原則」の様式は，意識されずに見えない力として全社会の範囲でそれぞれの国々の受刑者処遇の在り方を決定づけ，それを特徴づけるのである，それ故に，その様式の相違は刑務作業と受刑者処遇との関わりにおける中・米両国の相違をもたらした主な要素であると言えよう。「積極的な劣等原則」をもつ中国では，建国当初から，受刑者の刑務作業と刑務所企業とは全社会の協力で確保しなければならないと主張され，中央政府および地方政府は色々な特別な政策を取っている。また，社会团体としての労働組合・婦女連合会・青年団・居民委員会は刑務作業の確保を自分の役目の一部分として協力し続けている。その結果，受刑者の労働チャンスは十分に維持され，⁽¹⁶⁾ 刑務所製品は一般市場に順調に進出している。このようなやり方の裏にある考え方は次のようなものである，すなわち，社会主義の中国においては，犯罪者でない人々もすべて自らの手で自らの労働で生計を立てなければならないのに受刑者に労働させないのは社会主義制度とはふさわしくない，むしろ受刑者により多くの労働チャンスを提供して，強制的に彼らに労働させるべきであるとされるのである。⁽¹⁷⁾ アメリカの場合，その受刑者処遇史は同時に社

会が受刑者の刑務作業チャンスを排除・剥奪し、刑務所製品の市場進出を制限してきた歴史でもある。早くも1801年には刑務作業を排除する最初の立法が採択された⁽¹⁸⁾、1870年代になると、そのような「排除立法」が広がり、各州とも受刑者の労働力と刑務所製品の自由市場への進出を禁じる法律を作り出した⁽¹⁹⁾。さらに、1930年代にはそのような立法が一層激しくなり、連邦政府も州間の貿易から刑務所製品を排除しようとして、三つの法律（The Hawes-cooper Law; The Ashurstsumner Law; The Law of Oct.14th. 1940）を制定した⁽²⁰⁾。それらの「排除立法」の結果として、刑務所企業は致命的な打撃を受けて維持できなくなり、受刑者はその労働チャンスを奪われ、無為は今日までアメリカ刑務所の主な特徴になっている。それらの「排除立法」を支える社会的な考え方としては、1870年までは「受刑者に普通の自由人の従事する仕事をやらせることは自由民への侮辱である」という道徳的な主張が多かった⁽²¹⁾。1870年以後は、失業者が増え、競争が一層激しくなったにしたがって、いわゆる「不平等な競争」という経済上の理由がしばしば挙げられたが、その裏にある考え方は、受刑者が懲罰にしか値しないもので生活手段としての労働を彼らに提供すべきではない、特に自由社会にはまだ失業者がいるのに受刑者に労働チャンスを与えてはならないということである⁽²²⁾。1860年ごろに刑務作業による受刑者の搾取が盛んになった実務を、多くの刑事専門家が批判した、そのような批判は、刑務作業そのものを排除しようという「排除立法」主張者の考え方とは異なるが、客観的には「排除立法」の採択を促してしまった⁽²³⁾。

Ⅲ．受刑者処遇政策の決定におけるダイナミズム

社会構造に由来する「劣等原則」とその様式は、全社会の範囲で受刑者処遇の在り方、刑務作業と受刑者処遇との関わりを決定づけることを、先の検討で指摘した。しかしこれは、「劣等原則」とその様式が直ちに具体的な処遇政策を形成して、行刑担当者である政府、刑事専門家らがただ宿命的にそれを受け入れることしか出来ないとは、言っているわけではない。具体的な処遇政策の形成は、一定のダイナミズムの中で一定の政策決定過程を経なければならない。その政策決定過程においては、自然的な力のように存在している「劣等原則」に抵抗して、より人為的な処遇政策を形成する余地（可能性）がある。かなめになるのは、受刑者処遇政策の決定過程には自然的な力のような「劣等原則」

の影響を抵抗できるダイナミックスが含まれているか否かである。普通、受刑者処遇政策とその実態を左右するのは公衆、政府、刑事専門家であり、処遇政策に対する三者の態度・考え方は必ずしも一致しない。公衆はほとんど「劣等原則」に従って行動する。政府は公衆に責任を負うと同時に受刑者の行刑・処遇の責任者でもあるから、二重的な態度を取りやすい。刑事専門家らは自分たちの信じる処遇理念によって処遇政策を賛成したり否定したりする。受刑者処遇の立場から見れば、「劣等原則」の影響に抵抗して処遇理念・処遇上の必要に適した処遇政策を定めて施行するためには、政府の強力、刑事専門家の強力を容認して維持できる処遇政策の決定過程とダイナミックスが望ましい。中国にはこのような処遇政策の決定過程とダイナミズムがあるのに対して、アメリカにはそれらが存在しない。

中国では、まず、中国共産党があらゆる政策決定の中心にあり、政府機関、企業及び社会団体としての労働組合、青年団、婦女連合は党の指導を受けなければならない。受刑者処遇政策を含む党のあらゆる政策が、一旦立法手続きを経て法律になると、政府および各社会団体はこれを守らなければならない。また、政府の政策、法令は中国共産党がその指導力を発揮してそれらの施行を促す。⁽²⁴⁾次に、受刑者の処遇は単に刑事政策レベルではなくて階級関係での一種の政治的使命としてでも位置づけられる。中国における公式なイデオロギーによると、犯罪は主に中国社会に残った搾取階級の思想、道徳、習慣に由来したものであり、プロレタリアを始めとした労働者階層の使命は搾取階層とその思想、道徳、習慣を一掃して新しい人間社会を作ることにあるがゆえに、搾取階層の思想、道徳、習慣の影響を受けて罪を犯した受刑者を処遇・改造することも、当然労働者階層・社会主義国の使命の一つである。⁽²⁵⁾政治的使命に引き上げられた処遇政策は、社会各団体・機関が一層真剣に施行しなければならないことを要求する力を持つようになる。以上の二点は、中国での処遇政策の決定過程において行刑担当者である政府が優位に立ち、絶対な力を持つことを意味する。そして、中国政府は公衆、刑事専門家のだれよりも受刑者の刑務作業を重要視している。それに、以下の二つの理由があげられる。第一に、IVで詳しく検討するように、労働、勤勉は中国社会における支配的な道徳観で美德の一つであり、「働かざる者は食うべからず」は憲法上の原則として定められている。⁽²⁶⁾勿論、これらは刑事領域にも持ち込まれて、勤勉さの欠如・労働習慣の不備が

犯罪の原因とみなされ、刑務作業が受刑者を処遇・改造する主な手段として使われ、勤勉さと労働習慣の植え付けが行刑・処遇の主な目標とされるのである。⁽²⁷⁾ 第二に、自分の生計は自らの手で立てるべきであるという原則、すなわち社会構成員のそれぞれの労働に従って労働成果と社会財富を分配するという社会主義的経済原則は各領域に適用される、刑務所・受刑者も例外でなく自力でその生計を維持するのを要求されている。だから、行刑担当者である政府の基本的な任務の一つは受刑者を組織して労働に従事させ、自立させることにある。⁽²⁸⁾ しかも、刑務所の内部秩序を保ち、その内部での受刑者の「無害化」を達成するためにも、政府は受刑者の刑務作業を希望する。⁽²⁹⁾

アメリカにおける処遇政策の決定過程とそのダイナミズムは中国のそれとは完全に違う。刑務作業に対して、アメリカの公衆は、普通「労働が苦痛であれば受刑者は働くべきであり、それが恩恵であれば受刑者は働くべきでない」と考え、失業者が出て、労働が権利となってから受刑者の刑務作業をつよく反対する。政府は少なくとも、刑務所における規律維持、治安の確保といった管理上の便宜のために、受刑者が何らかの仕事をすることを望む。刑事専門家は多くの場合自分の信じる処遇理念に基づいて受刑者処遇手段の一つとして刑務作業を主張する。ここで重要なのは、公衆、政府、刑事専門家のいずれが処遇政策の決定に当たってもっとも強い力をもつのかである。事実上、「劣等原則」の考え方をもち刑務作業に反対するアメリカ公衆は政府、刑事専門家より優位に立ち、処遇政策の決定に最も強い影響力をもっているのである。というのは、州の刑務所の責任者は大抵行政長官である州知事によって任命される、州知事自身は選挙民に選ばれ、彼らに責任を負い、牽制される。この場合、政府はいかに新たな処遇政策を導入しようとしても、刑事専門家はいかに処遇理念にとって不可欠な処遇政策を施行しようとしても、公衆の同意がなければ、なかなか思うようにいかないのである。このことについては、ホーキンス（Gordon Hawkins）は次のように指摘している：「アメリカにおいては、行刑制度は公衆の偏見によって左右されている。権力を目指す政治家たちは刑務作業制度を改善する勇気を持ちえず、処遇理念、規律維持にいかに必要なことであっても、有権者の投票を得られなければ、実行しない。」⁽³¹⁾ また、次のような批判もある：アメリカの刑務所の責任者らは、刑事専門家でなく政治家である。彼らの運命を決めるのは処遇制度の改善、受刑者の人権の保護のいかんでなくて州長官、

そして公衆の反応である。多くの刑務所所長は、受刑者の人権を無視する公衆の偏見を満足することしか知らない。このように、処遇政策の決定過程における公衆の強さ、政府、刑事専門家の弱さは、「劣等原則」が処遇政策に強く影響を与えて、刑務作業を排除する多くの「排除立法」が採択されたというアメリカの事情を部分的に説明できるであろう。

IV. 理想的な人間像

受刑者処遇の目的が受刑者の社会復帰である⁽³²⁾ということは、中国で一貫して主張されている、アメリカでもそれはかつて最も強く訴えられ、今日でも完全に放棄されたわけではない。しかし、中国でいう「社会復帰」とアメリカでのそれとはその意味合いが違うのである。「積極的な劣等原則」を特徴とした中国社会では、刑事施設・受刑者処遇に期待することは消極的に受刑者を追放、排除するのではなく積極的に働きかけて改造⁽³³⁾することである、中国社会には受刑者を改造・社会復帰させる内在的・社会構造的な要素・メカニズムがある。中国でいう「社会復帰」（中国語で「改造」という）は社会の全体構造に由来するもので社会政策、社会目的である。中国の刑事専門家の唱えている「社会復帰」及び他の処遇理念は、刑事学・処遇理念の学問の流れから生まれたものというよりも、むしろ社会政策、社会目的の刑事領域における具体化・受け入れにすぎないであろう。反対に、「消極的な劣等原則」をもつアメリカ社会では、全体として刑事施設・受刑者処遇に期待することは社会、そして法から受刑者を追放、排除することにとどまり、そこにはもっと高い次元の目的としての社会復帰を追求して実現する内在的・社会構造的な要素・メカニズムが存在していない。アメリカでいう「社会復帰」は社会政策、社会目的としてのそれではなく、社会よりはるかに小さい領域たる刑事領域における処遇理念・理論から生じた刑事専門家の目的、処遇技術の目的にすぎないであろう、社会復帰という処遇目的とアメリカ社会構造との間にはギャップがある。

中国とアメリカとの間には社会復帰の意味合いにおける以上のような差があるにもかかわらず、考察の対象を社会範囲から縮小して受刑者処遇領域のみに限れば、中国の受刑者処遇とアメリカのそれがともに受刑者の社会復帰を追求することは見られる。問題は、処遇を通じて受刑者をどのような人間に矯正するか、つまり理想的な人間像が何かである。それは社会復帰という目的の大前

提である。理想的な人間像がなければ社会復帰という目的は論理上にも立てられない。しかも、受刑者処遇の内容、方法はまさに理想的な人間像のいかんによって形成され、決められるのである。

しかし、社会復帰の手本としての理想的な人間像を作る過程、方法は、社会目的として社会構造に由来する社会復帰か、それとも単に処遇理念・理論の流れから生じた社会復帰かによってずいぶん異なる、それ故に、理想的な人間像の具体的な内容も違ってくる。社会復帰を社会政策・社会目的とする中国の場合は、社会自体は刑事施設、刑事活動に受刑者の社会復帰を要求すると止まらず、社会復帰の手本としての理想的な人間像を作ることに強く干渉して、社会における理想的な人間像を受刑者処遇に押し付ける。受刑者処遇の目指す理想的な人間像は、刑事専門家が処遇理念、処遇理論、処遇技術に基づいて作ったものでなく、社会における支配的な「理想的な人間像」の受け入れにすぎない。このような理想的な人間像は抽象的なものであり、具体的な因果関係を基礎としたものではない。それを受け入れた処遇内容も、犯罪原因の具体的な研究に基づく具体的なものが少なく、因果関係から外れた、刑事領域以外のところからとり入れられたものが多いのである。さて、中国社会における支配的な「理想的な人間像」は何であろうか、労働とその理想的な人間像とはどう結びつくのか、ということが問われなければならないであろう。中国社会を支配しているのは、中国共産党を中心とした労働者階級である。1949年の建国まで中国共産党の指導していた革命運動の明白な目標は、あらゆる搾取階級（地主階級、資本家階級）の政権を倒して労働者階級の新しい政権を作ろうということであった、1949年に革命が成功して労働者の政権が成立され、全社会を支配し、犯罪を定める法律を作ることが出来るようになった。新しい政権は、自らが人類の少数者たる搾取階級を打倒した人類の多数を占め、富を創造する労働者を代表した政府であることから、自らの正当性を求め、労働者階級の理想、道徳観に従って全社会を改造して新しい社会を作ろうと宣言している。毛沢東は、1949年に発表された「人民民主独裁について」という論文で「我々は、労働大衆の理想、道徳にしたがって搾取者、無為徒食者および他の不良者を改造して労働者の新しい社会を建設しなければならない」と述べた。これは後の政府の指導理念になった。字面からも解るように、労働者階級の理想、道徳の中心たる内容は「労働は光栄であり、搾取、無為徒食は不名誉である」ということで

ある。建国から今日までの政府指示、文学芸術作品、学校の教科書の一貫した主題の一つは労働、勤勉に対する賛美と無為徒食に対する蔑視である。さらに、労働、勤勉は、道徳レベルで呼び掛けられるにと止まらず、憲法にも書き込まれて法律的な原則にもなっている、1954年に制定された新しい中国の最初の憲法がすでに何回も修正されて、多くの規定が変更された、しかし労働習慣、勤勉⁽³⁶⁾の養成を呼び掛ける条文はほとんど変わっていない。

アメリカの場合は、社会全体には受刑者の社会復帰を追求する内在的要素・メカニズムがないので、受刑者の社会復帰の手本としての理想的な人間像を作ることに直接に干渉する要素・メカニズムもない。勿論、社会は、社会防衛の立場から刑事施設、受刑者処遇に受刑者の再犯を防止するように要求する。しかし、これは一般的で中性的な要求であり、再犯しないこと以上の高次元的な目標としての理想的な人間像、つまり、どうすれば再犯しないかを設定するにまでは至っていない、受刑者処遇の具体的な方法、目標の決定はもっぱら刑事領域における専門家、学者の手に譲られるのである。刑事専門家、学者は、刑事領域の立場から理想的な人間像、そしてそれに適応した処遇方法を決めるとき、自分の信念、知識、学説を根拠に処遇理念、技術の歴史的な流れと、犯罪原因と処遇との因果関係の連鎖とにおいていくつかの具体的な理想的な人間像を作り、再犯しないという目標を達成するために、それぞれに応じた処遇方法を主張する。そこでは、刑務作業が受刑者処遇との関わりのいかん、労働習慣、勤勉さが理想的な人間像の内容か否かは刑事専門家、学者のそれぞれの主張する処遇理論、理念のいかんによるものである。次のVで詳しく検討するように、1870年以後のアメリカには労働習慣、勤勉さを理想的な人間像の不可欠な品格とした処遇理念はあまり見られない。刑務作業がせいぜい処遇・治療の手段の一つか、刑務所における規律、秩序を維持するための手段の一つとして位置付けられているにすぎない。

V. 処遇理念

受刑者処遇の在り方が大いに社会構造と処遇政策の決定におけるダイナミズムによって決められることは前述のとおりである。しかし、刑事専門家の主張する処遇理念は処遇の実務に全く影響がないわけではない。直接に処遇に携わっている刑事専門家は、少なくとも社会構造の影響の及ばないある程度の自主性

を持つ。刑務作業と受刑者処遇との関わりはある程度でその処遇理念から影響を受ける。では、刑務作業に関しては、中国とアメリカとのそれぞれの処遇理念はどうであろうか。

中国では、刑務作業をもっとも重要で中心的な処遇手段とした処遇理念が、今日まで一貫して支配的な地位を占めている。先の検討では、中国の受刑者処遇理念は社会における、労働を賛美する支配的なイデオロギー・通念の受け入れにすぎないと指摘した。しかし、これは、社会における支配的なイデオロギー・通念がそのまま自動的に処遇理念になったと言っているわけではない。刑事専門家、学者は社会における支配的なイデオロギー・通念を受刑者処遇理念、理論の見地から理論化、論理化しなければならないのである。さて、社会における支配的なイデオロギー・通念を論理化した中国の受刑者処遇理念においては、刑務作業がどう取り扱われるのかを考えよう。1954年当時、行刑当局の責任者である羅瑞卿は、初めて理論的に中国の受刑者処遇を論じて「懲罰管制、強制労働、思想教育という三つの手段を緊密に結合して受刑者を改造しなければならない」と説いて、強制労働（刑務作業）を受刑者処遇の主な手段として位置づけた⁽³⁷⁾。1964年に中国共産党中央委員会も「受刑者の改造と生産労働とを結合しなければならない」と呼びかけた⁽³⁸⁾。1980年以来、中国の刑事学者は、労働を中心とする中国の処遇制度を次のように理論的に説明している：「強制労働で受刑者を改造するという政策をとり、生産労働を受刑者処遇の基本的手段と物質的基礎にすることは、我が党のプロレタリア的な世界観から決定されるのである」⁽³⁹⁾、「マルクスの唯物主義によれば、認識は実践から得られる。実践は認識の唯一の源である。実践には諸々な活動があるが、生産労働が最も基本的な活動である。だから、生産労働は必然的に受刑者を改造する基本的手段と物質的基礎でなければならない」⁽⁴⁰⁾。「生産労働は受刑者から反社会的な考え方、搾取階級⁽⁴¹⁾の思想、習慣を取り除き、新しい人間に改造するには大いに役立⁽⁴¹⁾てる」。こういう処遇理念は、今日まであまり変わりがなく刑務作業を中心とした中国の受刑者処遇制度、実務を理論的に支えている。

アメリカの受刑者処遇の歴史には刑務作業を処遇の重要な内容とした時期もあった⁽⁴²⁾（初期の刑務所と1830年以後のオーバン制の普及）。しかし、その時期でも、刑務作業と受刑者の社会復帰とは今の中国ほど緊密に結合されなかった。それらの時期を除けば、むしろ、刑務作業の必要性を否定するか軽視する

処遇理念が主流である。最初に刑務作業の必要性に疑問を投げかけたのは1830年以後のペンシルバニア制の主張者である。彼らは、受刑者を改善するために作業（特に雑居作業）を許さず独房拘禁を中心にすべきであり、「刑務作業は単に処遇上有害であるばかりか、受刑者の間の通謀も引き起こして処遇の効果を破壊するのである」⁽⁴³⁾と主張していた。ペンシルバニア制では例外的に独房作業が個別の受刑者に許される、しかしこれは処遇手段としてではなくて一種の気晴らしにすぎず、それ故に社会産業と結び付くことは望まれなかった。1870年代に、刑務作業をもって受刑者を搾取していた処遇実務に対して、刑事専門家、学者は強く反発したが、彼らの一部は極端に走って、刑務作業が受刑者処遇とは絶対に相入れないもので、受刑者処遇から完全に追放しなければならないとまで唱えた⁽⁴⁴⁾。それらの激しい批判は、一般市場・貿易から刑務所の製品を排除しようとする組合、業者団体などの運動にはずみを与え、刑務作業を排除する立法の採択を促した。1930年代及び第二次世界大戦後、メデイカル処遇理念とメテイカル・モデルの普及に従って、刑務作業は処遇理念上においても行刑実務上においても刑務所の基本的活動の地位を失ない、集団療法、職業訓練、文化教育、精神セラピーなどと同列のものとなされ、僅かな受刑者が僅かな時間で治療手段として行うにとどまり、作業の運営に当たってもその企業性がまったく無視され、専ら治療のために運営されるようになった⁽⁴⁵⁾。その結果として、この僅かな作業も維持できなくなり、刑務作業は刑務所から姿を消してしまった。1970年以後、ジャスティス・モデル論者を中心に、受刑者の権利としての刑務作業を確立しようとする動きが見られるが、まだ成果があがっていない⁽⁴⁶⁾で、無為は依然としてアメリカの刑務所の特徴である。

VI. 結語

以上で刑務作業と受刑者処遇との関わりにおける中、米両国の差異を社会構造の差異を視野に入れつつ、一応考察した。この考察で明らかになったように、両国におけるその差異は、単に刑事政策の違いから偶然的に生じたものではなく、むしろ、社会における経済的、政治的構造、そして法文化、処遇伝統における両国間の差異の表れである。受刑者処遇制度はあくまでも単純な刑事政策の問題でなく全社会にかかる問題である、刑務作業の在り方も単に行刑当局のことだけでなくもっと大に行刑当局以外のところによって左右される。全社

会全国民はみんな受刑者処遇と刑務作業の運営に重大な責任を負っていることを意識しなければならないのである。また、両国の間には以上の差異があるが、処遇より高い次元の目標としての受刑者の人権保護という視点から刑務作業の問題に対処しなかったという点では同じではなからうか、それならば、両国とも受刑者人権保護という新しい視点から刑務作業制度を再認識、再構成すべきではないかと思う。

(注)

- (1) 「無為」(idleness)は刑務作業を研究するときにも使われる概念で、受刑者が刑務作業を排除する国家の立法によってその作業チャンスを奪われて、毎日することのない状態に置かれたことを意味する。
- (2) 邵名正、徐覚非等『労働改造学』、群衆出版社、1983年、163頁。
- (3) Barnes & Teeters, *New Horizon in Criminology*(1952), p.730.
- (4) James J.& Wendy S.Maiwurm, "Minimum Wages for Prisoners: Legal Obstacles and Suggested Reforms." *Journal of Law Reform* (University of Michigan, Vol.7: 193), p.197.
- (5) 「中華人民共和国労働改造条例」第13, 14, 17, 18条及び「中華人民共和国刑法」第41条。
- (6) Neal Miller & Walter Jensen, Jr. "Inmate Labor Practices and Laws: a Preliminary Analysis." Geoffrey P.Alpert(ed.) *Legal Rights of Prisoners*(1980), p.239.
- (7) Gordon Hawkins, "Prison Labor and Prison Industries." *Crime and Justice* (Vol.5), pp.99—100.
- (8) Ibid.
- (9) Hermann Mannheim, *The Dilemma of Penal Reform* (1939), p. 59.
- (10) Roy D.King & Rod Morgan, *The Future of the Prison System* (1980), p.164.
- (11) 蔡廷樹「試論強化労働改造機関的專政職能」『河北法学』、1983年第3期。
- (12) 本稿の論点とは必ずしも一致しないものの、参考になるのは次の論文である。David M.Gordon, "Capitalism, Class, and Crime in America" *Crime and Delinquency* (April 1973), p.163.
- (13) 徐覚非「試論毛沢東的労働改造罪犯理論」『中国政法大学学報』、1984年第4期。
- (14) James B.Jacobs, "The Prisoners' Rights Movement and Its Impacts, 1960—80." *Crime and Justice* (Vol.2), p.429.
- (15) その影響の具体的な内容についての分析は、拙著修士論文『アメリカ、日本、中国における刑務作業の比較検討』の第5章が詳しく論じた。
- (16) 中国で、社会団体としての労働組合、婦女連合、青年団、居民委員会が受刑者処遇にどう協力するかにつき、1985年8月30日の『中国法制報』に説明がある。

- (17) 李石生「在労働中變成新人」『紅旗』(中国共産党中央委員会誌)1960年第18期。
- (18) Jack Schaller, "Normalizing the Prison Work Environment" David Fogal & Joe Hudson(ed.) *Justice as Fairness, Perspectives on the Justice Model* (1981), p.220.
- (19) Op.cit.supra note 3, at 729.
- (20) Ibid.
- (21) E.T.Hiller, "Labor Unionism and Convict Labor." *Journal of the Criminology and Criminal Law and Police Science* (Vol.5, 1914), pp.854—855
- (22) Op.cit.supra note 7, at 101.
- (23) 応援したかしなかったかは論者によって必ずしも一致されないが本稿で応援したという説に従う。
- (24) 党と政府との関係、政策と法律との関係は次の本で詳しく論述されている。張友漁『關於社会主義法制的若干問題』, 法律出版社, 1982年。
- (25) 同前掲(注13)。
- (26) 中華人民共和国憲法第10条。
- (27) 謝覺哉「党的改造罪犯政策的偉大勝利」『新華半月刊』1960年 第9期。
- (28) 邵名正, 徐覚非前掲(注2)第157頁。
- (29) ここでいう「無害化」は受刑者の犯罪能力を奪って再犯を防止することを意味する。
- (30) Op.cit.supra note 3, at 721.
- (31) Op.cit.supra note 7, at 121.
- (32) 本稿では, 受刑者が刑務所から釈放され, 社会に入って, 再び刑務所に戻らないという処遇目的の意味で, 「社会復帰」(Rehabilitation)を使う。もっとも, 「社会復帰」は処遇目的だけでなく特定の処遇理念・処遇技術・方法を含んだ総合的な概念であるので, この点を留意すべきである。なお, 「社会復帰」についての最も詳しい論述は次の論文, 本にある。福田雅章「処遇権の基礎」『刑法雑誌』25巻1号174頁。
Francis A.Allen, *The Decline of the Rehabilitative Ideal, Penal Policy and Social Purpose* (1979), p.32.
- (33) 「改造」は, 中国で受刑者処遇の目的を表現するときいつも用いられる言葉であり, その最も普通な意味が, 行刑をもって受刑者が再犯しないように目指すべきであるといつてよい。本稿でもこの意味で「改造」を使う。しかし, 「社会復帰」と同様に「改造」も処遇目的だけでなく特定の処遇理念・処遇技術・方法を含んだ複雑な概念であるので, この点をも留意すべきである。
- (34) 『毛沢東選集』第4巻第1413頁, (人民出版社, 1966版)。
- (35) 1954年中華人民共和国憲法第16条を参照。
- (36) 1954年中華人民共和国憲法16条, 1975年中華人民共和国憲法序言及び第9, 10条, 1978年中華人民共和国憲法第10, 11条。
- (37) 『人民日報』1954年9月7日。
- (38) 邵名正, 徐覚非前掲(注2)第66頁。

- (39) 同上, 第149頁。
- (40) 同上, 第150頁。
- (41) 同上。
- (42) 初期のアメリカ刑務所では, 拘禁される以上に受刑者の苦痛を増大しようか, 刑務所の費用を補おうとして, 刑務作業が受刑者によく科された。オーバン制が受刑者から経済的利益を取ることにより便利であるがゆえに, 迅速に普及したに従って, 刑務作業・受刑者からの経済搾取は主な関心事になった。両方とも刑務作業を刑務所活動の中心にしたものの, 受刑者の改善・社会復帰とは結ばれなかった。詳しくは次の論文を参考に。
E.T.Hiller, "Development of the System of Control of Convict Labor in the United States." *Journal of the Criminology and Criminal Law and Police Science* (Vol.5, 1914), p.254.
Dario Melossi & Massimo Pavarini (Translated by Glynis Cousin), *The Prison and the Factory* (1981), p.157.
- (43) David J.Rothman, "The Invention of the Penitentiary." *Criminal Law Bulletin* (Vol.8, No.7), p.563.
- (44) Op.cit.supra note 7, at 116.
- (45) Stratton & West, *The Role of Correctional Industries*, p.26.
- (46) Op.cit.supra note 7, at 87.

(筆者の住所: 〒186 国立市西2-3-4 光コーポ 101号)